

新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応について

甲斐市教育委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年12月より児童生徒の出席停止の取り扱いについて以下のように行っています。
新年度を迎え、改めてお知らせいたしますので保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 出席停止についての基本的な考え方・・・児童生徒の安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とします。

2 出席停止の具体的な取扱い

※表中の「接触者」＝児童生徒が幅広くPCR検査を受けられるよう保健所が特定するもの

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5) ①	(5) ②	(5) ③
感染の 状況	児童生徒 本人 が		児童生徒の 同居家族 が		児童生徒 本人 が			
	感染 （陽性）した		濃厚接触者 または 接触者 と 認定された	濃厚接触者 または 接触者 と 認定された	濃厚接触者や接触者ではないが、 かぜの症状等で PCR 検査 を受けた	かぜの症状等 がある	かぜの症状等 があり、 医療機関を 受診 した	かぜの症状等 があり、 医療機関を 受診 し、 PCR 検査 を受けた
扱い		出 席 停 止						
出席 停止 期間	開始 日	感染の判明した日	濃厚接触者または接触者 と認定された日 または認定される可能性が 生じた日 (同居家族の感染判明日)	同居家族が 濃厚接触者または接触者 と認定された日	家族が PCR 検査を 受けることになった日	症状の出た日	症状の出た日	症状の出た日
	終了 日	保健所や専門医等が 快癒を認める等、登校 を許可したとき	PCR 検査で陰性とされれば、 保健所に指示された期間 ※陽性なら(1)へ	その家族が PCR 検査で陰性 とされれば、本人が保健所ま たは受診医療機関に指示さ れた期間 ※その家族が陽性なら (2) へ	その家族が PCR 検査で陰 性とされれば、本人が保健 所または受診医療機関に 指示された期間 ※その家族が陽性なら (2) へ	3 日以内に快癒すれば、 原則、快癒した日の翌々 日まで ※比較的軽いかぜの症状でも 4 日以上続いたら必ず医療 機関を受診してください。 ※息苦しさ、強いだるさ、高熱 など強い症状のいずれかがあ れば、すぐに医療機関を受 診してください。 ※受診したら(5)②へ	PCR 検査を受けず自宅観 察となった場合、原則、快 癒した日の翌々日 ※ただし医療機関の見解 も考慮します。 ※ PCR 検査を受けたら (5) ③へ	陰性となった場合、受診医 療機関等の指示する期間 ※陽性なら (1) へ

- 上記(1)から(4)と(5)③ のように、本人や家族が PCR 検査を受けることになったら、すぐに学校へ連絡を！
- 休日夜間等、学校に連絡がつかないときは、甲斐市役所 055-276-2111（甲斐市教育委員会：055-278-1696）へ。学校に伝達し、学校から折り返し連絡します。
（市役所日直につながった場合は、詳細を話す必要はなく「学校に緊急の連絡をとりたい」とし「学校名、学年、児童生徒名、電話番号」のみお伝えください）